

指定通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 樹人会が開設する北条病院指定通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団 樹人会 北条病院
- 二 所在地 愛媛県松山市河野中須賀 288 番地 5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 医師 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 二 医師 2 名（常勤）（1 名は管理者と兼務）
利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 作業療法士 3 名（常勤 3 名） 理学療法士 1 名（常勤 1 名）
作業療法士、理学療法士は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 四 看護職員 2 名（常勤 2 名）
看護職員は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 五 介護職員 7 名（常勤 7 名）
介護職員は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定す

る休日及び6月第1土曜日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分～5時30分までとする。

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、1単位30人とする。

(指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション
- 二 居宅と事業所間の送迎
- 三 食事の提供
- 四 入浴介助
- 五 特別入浴介助
- 六 個別リハビリテーション

2 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割・3割の額とする。

3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食費 550円
- 二 おむつ代 実費
- 三 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 四 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書に説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松山市(旧北条市地区、堀江地区、和気地区)、今治市(菊間町)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第10条 当事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成すると

ともに、当該消防計画に基づく次に業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年２回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

2 当事業者は、地震・風水害等に対し、防災計画を作成するとともに、計画に基づき次の業務を実施する。

- 一 避難訓練の実施
- 二 防災計画、避難経路等の室内掲示
- 三 非常食、飲用水、日用品においては広域災害協定を結び備蓄確保を行う

（苦情処理）

第 11 条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第 12 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報保護の保護）

第 13 条 利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため 次の措置を講ずるものとする。

- （１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （３）その他虐待防止のために必要な措置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの対応)

第15条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントや、利用者又はその家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事や、サービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するため措置を講じる。

(衛生管理)

第16条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 当事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回

2 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録し、利用者から申し出があった場合には、その情報を利用者に対して提供するものとする。

3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、その内容について、利用者の同意を得ることとする。また、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

4 利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

6 当事業所は、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団樹人会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から改訂施行する。